

セカンドマネージャーシステム実施規程

資産運用では、「投資対象の拡大」、「収益源泉の分散」、および、「投資機会の追求」を図ることが重要である。とりわけ「投資機会の追求」を図る上では、短期的、かつ周期的に変化する投資環境に適した運用戦略を選択する必要がある。西日本電設資材企業年金基金（以下、当基金）では、機動的な投資機会追求を実践することを目的として、セカンドマネージャーシステム実施規程を定めるものとする。

1. セカンドマネージャーおよびセカンドマネージャーシステムの定義

本規程において「セカンドマネージャー」とは、「現時点で当基金の運用を委託する運用機関（以下、受託機関）として採用していないが、今後の投資機会に応じ適切な運用戦略の提案があった場合、採用の可能性がある受託機関」と定義する。またセカンドマネージャーの選定・承認・登録・採用等の運営プロセス全般を「セカンドマネージャーシステム」と定義する。

2. セカンドマネージャーシステム実施規程の目的

上述の通り、「投資機会の追求」を図る上では、短期的、かつ、周期的に変化する投資環境に適した運用戦略を選択する必要がある。当基金では、投資機会を適切に捉えつつ、規律にもとづく受託機関の選定、解約を行うことを目的としてセカンドマネージャーシステム実施規程（以下、本規程）を策定するものである。

3. セカンドマネージャーの選定・承認・登録・採用

セカンドマネージャーの登録にあたっては、採用予定の受託機関、および、提案戦略について基金事務局が年金財務検討委員会に提案を行ったうえ、受託機関によるプレゼンテーションを実施する。年金財務検討委員会は、当該受託機関のセカンドマネージャーの選定について審議を行う。

受託機関の選定基準は別途定める当基金の年金資産運用の基本方針またはオルタナティブ投資管理規程に基づくものとする。なお上記採用予定の受託機関については、原則、年金コンサルティング会社による推奨評価または適格評価を得ていることを要件とする。

財務検討委員会は、上記の審議を経て選定が決定したセカンドマネージャーを代議員会に上程し承認を得たのち、当基金のセカンドマネージャーとして登録を行う。

以降、登録されたセカンドマネージャーが提案する運用商品は、隨時、年金財務検討委員会及び事務局において審議の上、採用を決定する。年金財務検討委員会は、採用を決定した運用商品について代議員会に対し報告しなければならない。

なお、市場の急変等により速やかな対応を要する場合には、当該運用商品について理事長及び年金財務検討委員会委員長が協議の上、理事長専決により採用を決することができる

ものとする。この場合も財務検討委員会は、採用を決定した運用商品について代議員会に対し報告しなければならない。

4. セカンドマネージャーの見直し

財務検討委員会は、実行ポートフォリオの策定等にあたり、セカンドマネージャーについて少なくとも年1回は妥当性に関する検証を実施し、見直しを行うものとする。

5. 当年度のセカンドマネージャー

当年度のセカンドマネージャーは、別紙に示す通りである。

本規程は、令和4年4月1日から施行する。

2022年度のセカンドマネージャー

投資目的	投資区分	投資戦略	セカンドマネージャー
給付保全	一般勘定		
	国債ラダー		(既存受託機関) 三井住友信託 三菱UFJ信託 みずほ信託
	上記の代替（国債プラスアルファ等）短期資金含む		日本生命 ニッセイアセットマネジメント マーサーインベストメント ステートストリート プリンシパル ニューバーガーバーマン DFC ファーストセンティア キャピタル・ダイナミクス アシュモア ラザード 三菱UFJオルタナティブ インベストメント UBSアセットマネジメント りそな銀行 第一生命保険 タスクアドバイザーズ
収益追求	トータルリターン指向	市場運用	国債・政府保証債、投資適格債券 新興国債券 上場株式（先進国／新興国）、上場インフラ コモディティ／REIT
			株式ロング・ショート、マーケットニートラル 債券リテイブ・リューム、クリギング・ショート
			CTA/グローバルマクロ ディストレスト／イベントドリブン ファンド・オブ・ヘッジ・ファンド／マルチストラテジー 長期投資（PE） ハイ・イールド債券／ハイ・ソローソン／優先証券 等
			その他（投資機会の追求） TAA 為替アクティブ
		絶対収益	配当型商品（株式／債券・ローン・保険商品等） インフラ投資（除く上場インフラ） 不動産（除くREIT）
	インカム指向		
	リスク調整	為替オーバーレイ	